

由是ニ就業ニ居ル者ハ一日以上ノ延滞ニ對シテ  
ハ今乃至一割ノ減給ニ由渡シタルニ因ル  
六要ニ至項並文並款不

勞働者側ハ十四日別記一ノ如ク嘆息書ヲ提出シタル  
ニ事業主ハ作業延長ト減給トハ別對シ問題ナリトシ  
テ拒絶セリ

ハ勞働者側  
減給ノ發表アリシハ減給ヲ為サレタル者ハ即時罷業セ  
リ

### 八 事業主側

筆談未參加者ノミニテ決メテ繼續ス

### 九 解決

十五十六両日ニ亘リ折衝ノ結果十六日別記一ノ通り  
決定成立シテ解決シタリ

右及申 (通) 報候也

### (別記二)

### 數願書

吾々今固實行相成リシ債銀値下及勞務時向延長ニ就テ不糸理息料  
仕候間左記各項御採用相成度連署數願仕候

一 賃金ハ從來通り支給セラレ度キ事但シ其場合ハ勞働時向延長系  
二 賃金ハ従前通り一割値下ノ場合ハ勞務時向ヲ従前通り拾時向迄ト

### (別記三)

### 解決各項